

【4・9靖国実態調査行動参加者の感想(その3)】

「日本の今」を考える上での、 反面教材としての『靖国神社』

秋葉 英夫さん(東京健生労組 中央執行委員)

今回の企画では、慶応労組OBの檜山さんから、『戦争と平和・そして憲法』に関する貴重なコレクションを見せてもらえるとの事で参加しました。貴重なコレクションを、自宅を改修して展示したいとのこと、いまから楽しみです。

さて、私が靖国神社モウデを始めてはや1年。靖国はいつも新しい発見があります。一年前は隣に武道館があってびっくりした位の認識でした。都心の一等地・決して狭くない敷地いっぱいには様々な展示物、東京の桜の開花宣言をする規準木の存在、大鳥居や遊就館と富国生命の関係、行って見ないとわからない事ばかりです。記念グッズも煎餅やまんじゅうだけでなく、手ぬぐいからDVDまで幅広い品揃えには驚かされます。

「百見は一聞に過ぎない」事を知らされるガイドの長谷川さんの博識ぶりは、毎回圧倒されます。3時間1人講釈でもう一つの『靖国神社』をリアルに描きだします。ガイドグッズも靖国グッズに負けません。ハンドフリーマイク付きスピーカーのお買物車載せ、インターネットで探しだしたお宝品。

- 1 A級戦犯が奉られた後は昭和天皇は参拝してない。
- 2 『生きて虜囚の辱めを受けず(自殺の薦め)』との戦陣訓の創始者たる東條英機は、東京裁判が始まる前に拳銃自殺を謀るが、腹部銃撃だった(軍人が銃でする覚悟の自殺の場合は、即死できる頭部が古今東西の常識なのだが)。
- 3 召集令状は本籍地の役場職員が配達。が、大部分が本籍地に住んでいないがため、1銭5厘の葉書で召集令状がだされた事を知らされるので、「1銭5厘の命」と言われた所以などなど、300万人弱の神様がどのように誕生するのか

一聞や一見だけでは、正しい認識が得られない事を痛感します。

君が代・日の丸、アメリカへの3兆円貢ぎ事件や診療報酬から老人点数が無くなった事を考える上での座標を、神国日本4000年の歴史から見出だせます。靖国神社は靖国なりに構築しています(反面教材とでも言いましょうか)。流石、電通出身(!!!)の宮司さんの居る神社ですね、ハンパじゃありません。60年前の日本の形を説明抜きで見学するのは危険です。ほぼ休み毎の見学ですが、若いカップルや外国人が目立ち、修学旅行のバスもきています。だが日本の総理大臣の来る処ではない。



いま、平和憲法を活かすとき

小俣 ちひろさん（健友会労組 組合員）

松本 繁さん（ほくと医療労組 中央執行委員長）

靖国神社の前を何度か通ったことはありますが、実際に境内に入ったのは今回が初めてでした。最初に檜山さんのミニ講演があり、所有されている資料の説明を受けました。その中で私が印象深かったのは富国徴兵保険でした。会社はフコク生命保険の前身、この保険は5歳から掛けられ、徴兵されると給付されるというものでした。靖国神社の神門前の脇に置かれている灯籠のレリーフには、日本海海戦時や従軍看護婦の活躍ぶりが刻まれ、戦争を賛美しているものでした。その灯籠を寄進したのが富国徴兵保険会社でした。当時はそのように大企業がこぞって寄進する、境内の中に当時の誤った歴史の面影を残すものが多くあるところにも、この神社のもつ特異性が感じられました。

境内に入るとちょうどお花見の時期ということもあって、露店がたくさん出て、花見客で賑わっていました。これだけ見ていると上野公園などとあまり変わりませんが、奥に進むにつれて軍服姿の小隊がラッパを吹きながら隊列を組んで行進して参拝にきたり、神門前では英霊にこたえる会の青年が靖国神社を国立追悼施設にする署名を集めていたり、異様な雰囲気にも包まれました。また、招魂斎庭と言って神として祀る魂を呼び寄せる儀式をする場所があるのですが、その前が月極駐車場になっていたことに驚きました。新宿平和委員会の長谷川さんの説明によると、遺族会や戦友会も高齢化が進み寄付金が減っているため、神社経営も苦しくなっているとのこと。100人もの職員を抱えてその人件費を賄うには、境内であり靖国神社にとって大切な場所であっても駐車場として貸し出して収入を得なければならない状況にあることを見て、普通の神社になることのできない靖国神社の矛盾を垣間見た1日でした。

いま、国会では憲法、教育、外交、司法などあらゆる面で「戦争のできる国づくり」の政策が十分な審議もしないで「数の力」で押し進められようとしています。そしてその内容は一人ひとりの国民には知らない、知らされない状況です。「戦争をしない」と世界に誓った平和憲法を活かすことを置き去りにしてしまっているのではないのでしょうか。

憲法改悪の手続き法「国民投票法案」の提出を与党と民主が強行

自・公の与党は5月26日12時30分に、一方の民主党はそのわずか10分後の12時40分に、「国民投票法案」をそれぞれ提出しました。しかし、与党案も民主党案も中味は90%以上一致しているといわれ、国会審議を通じて3党の協力で成立させることを確認していることから、事実上の「共同提案」と言わざるを得ません。しかもその内容は、改憲案に関する公正な論議の妨げとなる憲法改正広報協議会の設置や、国民の運動の全面的な規制、最低投票率の規定を設けないなど、最も少ない国民の賛成でも改憲が成立するための様々な仕組みを盛り込み、国民多数の意思を反映することができない、きわめて不公正なものとなっています。

「改憲のための国民投票法はいらない」の声をさらに大きくして、撤回を求めていきましょう。

6月1日(木)12時から衆議院第2議員会館前で、5・3憲法集会実行委員会の主催による「改憲手続き法案に抗議する緊急集会」が開催されます